

空き家活用事業補助金について

奈義町空き家情報バンクに登録された物件の購入、または家財整理に要する費用を一部助成します。



●空き家購入補助

対象者: 空き家を購入する方

補助金: 空き家購入金額の1/2(上限50万円)

- ・空き家購入後に定住する世帯人数が3人目から1人につき20万円加算。
ただし、世帯人数5人目を限度として、5人目は10万円(上限50万円)

●空き家家財整理補助

対象経費: 指定ゴミ袋購入費

家電リサイクル料金

津山圏域クリーンセンターへの持ち込み手数料

家財等の運搬に使用する車両の賃料 など

補助金: 対象経費の1/2(上限20万円)

- 交付要件: 奈義町空き家情報バンク登録物件であること
 - ・市町村税等の滞納がないこと
 - ・空き家を取得した者は転入後3年以上奈義町へ定住すること

※詳しい詳細は下記の連絡先までご連絡ください。

お問い合わせ 奈義町役場 まちづくり戦略室

電話 0868-36-4126

FAX 0868-36-6771